

令和 7 年度 所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設 菜の花

所定疾患施設療養費

平成 24 年 4 月の介護報酬改定より、介護老人保健施設においてご入所者様の医療ニーズに
適応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して評価され
ることになりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ホームページにて治療の実施状況を公表して
参ります。

算定条件

1. 所定疾患施設治療費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理
として、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に 1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1
回に限り算定するものであるので、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められ
ない。
2. 所定疾患施設療養費の対象となる疾患は次のとおりである。
 - ① 肺炎
 - ② 尿路感染症
 - ③ 带状疱疹
 - ④ 蜂窩織炎
 - ⑤ 心不全の憎悪
3. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容
等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際しては、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該算定の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、
介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告するこ
と。

算定状況

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

	件数	日数	治療内容
肺炎	17	148	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	10	50	血液検査、尿検査、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など検査結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	0	0	抗ウィルス薬の内服など適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	11	64	抗生剤の内服・点滴注射、皮膚の保護処置など適宜必要な治療を行っています。
心不全の憎悪	1	3	注射（点滴）による治療、酸素投与による処置を行っています。

※ 詳細に関しては診療録に記載